

## 第3章 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

### 第1節 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

#### 1 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

##### 1) 乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）

乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う「乳児家庭全戸訪問事業」や、養育支援が必要な家庭に対して、訪問による相談、指導・助言等を行う「養育支援訪問事業」を推進している。

##### 2) 地域子育て支援拠点の設置促進

保育所等において、専業主婦等の子育て相談に応じたり、地域に出向き活動を実施する「地域子育て支援拠点事業（センター型）」や、公共施設や空き店舗等を活用し、常設のひろばを開設する「地域子育て支援拠点事業（ひろば型）」、民営の児童館において、学齢期の子どもが来館する前の時間などを利用して実施する「地域子育て支援拠点事業（児童館型）」の推進を図っている。

##### 3) ファミリー・サポート・センターの普及促進

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。

##### 4) 一時預かり、幼稚園の預かり保育

###### (1) 一時預かり事業の推進

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時における保育等の一時預かりサービスに対する需要に対応するため、一時預かり事業を実施している。

###### (2) 幼稚園における預かり保育

幼稚園の通常の教育時間（標準4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望者を対象に「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。

##### 5) 商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

###### (1) 商店街の空き店舗の活用

商店街の空き店舗を活用して、子育て支援や親子交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置することにより、空き店舗の解消による商店街の活性化及び少子高齢化社会へ

の対応を図っている。

## (2) 小中学校の余裕教室や幼稚園の活用

幼稚園や小中学校の余裕教室等を子育て支援や親子交流等の場として活用するため、国庫補助を受けた公立学校施設を転用する際の財産処分手続の大幅な弾力化や、活用事例を紹介したパンフレット作成等により、余裕教室の有効活用を促している。

## 6) 子育て総合支援コーディネーター

一時保育や地域子育て支援拠点事業等の地域における子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、児童福祉法において、2005（平成17）年度から市町村の責務として位置づけられており、こうした取組をさらに推進するため、2009（平成21）年には、親の子育てを支援するコーディネーター等を養成するための次世代育成支援人材養成事業を創設した。

## 2 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します

### 1) NPO活動等の地域子育て活動の支援

子育て相談に応じる存在として全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。また地域の次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者や、地域の子育て支援事業の担い手となる者に必要な理解や知識などを得るための研修を実施している。

### 2) 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

シルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用品子育支援事業を実施している。

### 3) 企業参加型の子育て支援

地方公共団体において、企業の協賛を得ながら「企業参画型の子育て支援事業」として、子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供するパスポート事業等の取組を推進している。

### 4) 官民連携子育て人材育成

企業や地域における子育て支援の一層の推進を図り、働き方の見直しや仕事と家庭・子育ての両立を促進するため、企業経営者、勤労者等を含む社会全体の意識改革を図る官民一体となった国民的運動を推進している。

## 第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように

### 1 子育てに適した住宅・居住環境の確保を図る

#### 1) 融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、親子リレー返済制度による子育てに適した住宅の建設支援や、優良住宅取得支援制度による耐久・可変性能等が特に高い住宅に係る金利引下げを行っている。

#### 2) 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行っている（2008（平成20）年度末時点管理実績約15.8万戸）。

都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者に定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している（2008年度末現在で約11,000戸（建設中を含む））。

#### 3) 公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公営住宅においては事業主体の判断により、子育て世帯について、優先入居の取り扱いや小学校就学前の子どものいる世帯についての入居収入基準の緩和を行っている。

都市再生機構賃貸住宅においては、子育て世帯等に対し、新規賃貸住宅の募集（抽選）時の当選倍率の優遇、子育て施設の付近に立地する既存賃貸住宅の募集時に優先申込期間の設定を行っている。

#### 4) 公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

2010（平成22）年度予算において、高齢者等居住安定化推進事業を創設し、公的賃貸住宅と子育て支援施設等を一体的に整備する事業や子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が直接支援することとしている。

また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助や保育所等に関する容積率制限の緩和等を行っている。

#### 5) 街なか居住等の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用をはじめとする都市型住宅の供給を促進している。

## 2 安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進する

### 1) 子育てバリアフリーの推進

#### (1) ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

ユニバーサルデザインの考え方に基づき制定された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)においては、身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者を含むすべての障害者を含むことを明らかにするため、対象者を「高齢者、障害者等」とし、移動等円滑化基準適合義務等を課す対象施設を追加するなど内容の拡充が図られている。

#### (2) 建築物におけるバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」により、妊産婦や児童・乳幼児等に配慮した建築空間、設備等によるバリアフリー対応を促進している。

#### (3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

補助・税制・融資等の各種支援により公共交通機関のバリアフリー化の促進が図られているところであり、旅客施設における段差の解消、乗合バス車両におけるノンステップバスの導入等が進められている。

#### (4) 都市公園、自然公園及び河川空間等のバリアフリー化の推進

公園施設のバリアフリー化に対する支援を充実させるため、2009(平成21)年度に「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を創設し、妊婦、子ども及び子ども連れの人をはじめとした、すべての人々の健康運動や遊びの場、休息、交流の場等となる都市公園の整備を推進している。

### 2) 道路交通環境の整備

妊婦、子ども及び子ども連れの人などが安全かつ安心して通行できるよう、生活道路等において、都道府県公安委員会による信号機等の整備、道路管理者による歩道、ハンプ、シケインの整備、交差点のコンパクト化等を重点的に実施し、歩行空間の整備及び通過交通の進入や速度の抑制に努めている。

### 3) 交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小・中・高校生に対し、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を推進している。

また、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及などを図っている。

#### 4) 子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）

子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指したデザインである「キッズデザイン」の開発・普及を推進している。